

# 第7回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年8月4日（火） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

＝ 「住民投票」、「選挙公約」について協議を行った。

#### (1) 「住民投票」について

##### 【 主な意見 】

##### <委員長>

＝ 「住民投票」は、常設型と非常設型があり、本素々案は非常設型となっている。

非常設型のメリットは、「その都度の状況に対応することができる点」であり、デメリットは、「その都度、要件を変えられてしまう点」である。常設型に関しては、その逆となる。

≫ 「町長は、・・・住民投票の制度を設けることができます。」という条文では、住民投票の実施自体を町長が決定するということになると思う。

≫ 町民が参加しやすい制度内容にするべき。

≫ 本素々案は、詳細事項が規定されておらず、条文が簡略過ぎる。北栄町条例のように、請求や発議、年齢などの要件を規定するべきだと思う。

≫ 住民投票の対象とする重要事項の範囲はどういったものか。

##### <委員長>

＝ 重要事項の範囲を広くすると、どんなものでも住民投票の実施となって

しまう。

- ≫ 住民請求の部分を規定することによって、住民参画というものを明らかにすることになるので、それ自体に意義があると思う。

<委員長>

= 住民投票を行う事案かどうか、実施に値する重要事項かどうか、請求や発議要件を満たしているかどうか、まず第1となる事項である。

委員の皆さんの意見を聞くと、「住民の請求権を認めよう」という意見が強いように感じる。

では、年齢の基準はどうだろうか。民法上の成人年齢は20歳以上だが、今は18歳という流れもあるが、どうか。外国人を含めるかどうかという点もあるが。

- ≫ 北栄町は18歳以上となっている。
- ≫ 成人年齢の20歳に合わせる方がいいと思う

<委員長>

= 住民投票は、選挙に近い重要なものなので、「選挙権の有る20歳以上」とすることに合理性はあると思う。

- ≫ 18歳なら高校3年生の人もある。高校生は、学校や部活など自分の生活だけしか目に入っていない頃だと思うし、自分の考えがまだ確立されていない時期だと思うので、18歳は早いのではないか。

<委員長>

= 逆に、まちづくりに目を向けさせるため、興味を持たせるために、投票権を持たせるという手法もあるのではないか。まちづくりに参加させるきっかけにもなると思うが。

- ≫ 18歳だと、高校生で言えば、同級生の間で不公平が出ると思う。

<委員長>

= 19歳説もあるが。

- ≫ 若い人に限らず、町民全体が選挙などのまちづくりに興味がなさ過ぎると思う。
- ≫ 極端かもしれないが、例えば「義務教育が終わったら」といったような内

容はどうだろうか。住民投票を実施するくらいまちにとって重要な事項であるなら、若くても参加してもいいと思うが。

≫ 自動車の運転や深夜労働などは、法的にも 18 歳から認められている。経済的にも自立可能な年齢であるので、18 歳でもいいと思う。

<委員長>

= 外国人を含めるかという点はどうか。

≫ 永住外国人は、住民投票の投票権を持ってもいいと思う。

<委員長>

= 永住外国人を含めてもいいと思う。ただ、居住期間や滞在の状況の要件を検討する必要がある。

≫ 永住者でなくてもいいと思うが。

<委員長>

= 永住者でない人は、本国に帰る可能性が高いと言える。

≫ 外国人の方も自分達の住んでいるまちに対して意見があると思うので、投票権を持つことはいいと思う。

<委員長>

= では、請求の署名の要件はどうか。

≫ 重要事項であるので、それ相応な数が必要だと思う。

<委員長>

= ハードルが高すぎると請求自体できにくくなるし、低すぎると逆にどんな事項でも請求できてしまう。

≫ 重要事項であるなら、1/5が妥当か。

<委員長>

= 仮に1/2としたなら、おそらく請求できない、署名が集まらないと思う。

≫ 署名要件を高くしても、署名が多く集まることで議会は重く受け止めるのではないか。

<委員長>

- ＝ 一定の署名が集まれば議会を通さずに実施できるような実施を拘束するものであれば、ある程度の署名要件が必要になってくる。本来、住民投票は間接民主制を補完するものである。また、「住民投票を議会を通さずに実施できる」という規定を本条例に盛り込んだとしても、本条例自体を議案提出することになるので、全く議会の介入なしで済むということではない。
- ≫ 議員は住民の代表であるので、議会を通した方がいいと思う。
- ≫ 町民と町長、議会が対立したような場合に、議会を通すことはおかしいと思う。

【 次回の検討事項 】

- ① 重要事項の要件
- ② 年齢基準
- ③ 外国人の範囲
- ④ 請求の署名要件
- ⑤ 請求による住民投票実施の拘束
- ⑥ 結果の取り扱い
- ⑦ その他

※ 地方自治法上の「条例制定改廃請求」、「議会解散請求」や他自治体の条例などを参考にして、再度検討を行う。

(2) 「選挙公約（＝マニフェスト）」について

【 主な意見 】

- ≫ 候補者がマニフェストを作成するときには、行政側に情報を聞かないと難しいのではないか。

<委員長>

- ＝ 確かにマニフェストの作成は、現職有利と言われている。実情を把握している方が有利ということ。
- ≫ 町長はもちろん、議員も政策能力を問われる時代だと思う。
- ≫ マニフェストの検証の仕方はどうするのか。

- ≫ 議員は、予算の提案権や執行権がないので、マニフェスト作成はそぐわないのではないか。
- ≫ マニフェスト作成の条文で議員の意識が変わるのではないか。

【 次回の検討事項 】

- ① 町長・議員の両方を含めるかどうか
- ② 検証方法
- ③ その他

※ 他自治体の条例を参考にして検討を行う。

- ※ 次回は、今回に引き続いて「住民投票」、「マニフェスト」について検討を行う。  
また、「コミュニティ」を守り・育てることについても検討する。

#### 4. 閉 会

以 上。